

青森県太平洋沿岸部に所在する近代津波モニュメントの研究

目時 和哉

Monuments marking tsunami disasters in the Pacific coastal area of Aomori Prefecture
Kazuya METOKI

岩手県立博物館 020-0102 岩手県盛岡市上田字松屋敷 34 Iwate Prefectural Museum, Ueda Aza-
Matsuyashiki 34, Morioka City, 020-0102, Japan.

Abstract

The monuments marking tsunami disasters in the Pacific coastal area of Aomori Prefecture, Japan have not been sufficiently studied so far. This paper provides a qualitative and quantitative analysis of the monuments based on the results of field surveys conducted after the Great East Japan Earthquake. A total of 12 monuments marking the 1896 Sanriku Earthquake Tsunami or 1933 Sanriku Earthquake Tsunami were identified. Although this number is relatively small because the damages in Aomori Prefecture were minor compared to those in Iwate and Miyagi Prefectures, the monuments include the same three types of memorials seen in the other two prefectures: memorial for the dead, memorial for the event, and a record of the tsunami inundation point. Furthermore, as indicated by newspaper articles, five monuments erected with the donation of the *Tokyo Asahi Shimbun* have been placed on high ground in each tsunami-affected area to serve as evacuation targets.

はじめに

東日本大震災発生から既に10年余を数えた。この間、大きな津波被害を受けた東北地方太平洋沿岸部では、日常生活や防災体制の再構築が進むのみならず、次なる津波災害の発生を念頭に置き、これまで蓄積された歴史・民俗的な防災上の知識や災害にまつわる習俗などを「災害文化」と定義し、その収集や現実的な防災上の有効性を検証する試みが重ねられてきた^(註1)。

災害文化の表象のひとつである、津波記念碑をはじめとした石碑群も研究対象の一つとされ、震災以前に行われた悉皆調査の成果^(註2)に立脚し、石碑群の震災後の状況の調査^(註3)、東日本大震災を経た再評価^(註4)が行われるとともに、近年では避難行動への影響の検証までもが試みられている^(註5)。

筆者もこれまでに東北地方太平洋沿岸部に点在する、明治29(1896)年及び昭和8(1933)年に発生した三陸地震津波、昭和35(1960)年5月24日に襲来したチリ地震津波を主たる建立の動機とする人工物及びそれに準ずる価値が見出され、保存・伝承されている遺

物・遺構等を「近代津波モニュメント(以下「モニュメント」と記す)」と定義し^(註6)、悉皆調査を行ってきた。その過程で得られた知見は機会を得て公表してきたが^(註7)、あくまでも断片的・局地的な調査結果にとどまるものであった。本稿は、旧稿に欠けていた、全体を俯瞰する議論の端緒として、青森県での調査結果と、そこから新たに得られた知見を報告するものである。

その序に当たり、すでに数次の悉皆調査が重ねられ、議論も熟してきた観のある津波関連の石碑群について、なぜここで再論する必要があるのか、立論の前提となるモニュメントをめぐる課題の所在について述べておきたい。

第一に、東日本大震災後の沿岸部における地形の改変すら伴う大規模な復興にかかる工事の進捗に伴い、モニュメントもまた少なからぬ影響を受けており、調査結果を適宜更新する必要がある、という点が挙げられる。津波で流出し、一時的に行方不明になっていたもの、あるいは倒壊したまま放置されていたものが再

建されるといふ事例もこれに含まれる。

既存の悉皆調査結果には一長一短があるという点が第二の課題である。東日本大震災以降に行われた悉皆調査の成果のうち、閲覧が容易なものとして、国土交通省による「津波被害・津波石碑情報アーカイブ」と、三沢覚司氏編による『津波碑巡礼』が挙げられる^(註8)。

前者は東北地方太平洋沿岸部でこれまでに確認されているモニュメントをほぼ網羅するとともに、個々の碑の立地について、東北地方太平洋沖地震津波のみならず、過去の津波における浸水域との位置関係までもが明らかにされているが、個別の碑に関する情報については、詳細を欠くものも少なからず含まれている。

後者については対象として一般の巡礼者を想定していることもあり、それぞれの碑へのアクセスの方法が明記されるとともに、発刊時点でのモニュメントの状況が写真を伴って紹介されている。ただし碑文については一部を省略するなど、学術的な参照に耐えない部分もある。

最後に、個別の碑に関する学術的情報の不足が第三の課題となる。一例として、モニュメントを含む「津波伝承メディア」と東日本大震災における避難行動の関係について定量的な議論を試みた近年の成果によれば、「過去の津波を知った情報源」として「地域にある石碑（津波碑）を見て」と回答した割合が、明治29年三陸地震津波、昭和8年三陸地震津波ともに1.1%にとどまる一方、別な質問において津波碑を1つ以上知っていたと回答している人数は357の回答中98名分にのぼること、そして碑の認知度以上に昭和8年三陸地震津波という出来事自体の認知度が避難行動に影響を与えた可能性があることが明らかにされている^(註9)。このことはメディアとコンテンツそれぞれに対する認識の不一致が、モニュメントの機能不全の一因となっていること、翻って、内在するコンテンツが明白となれば、メディアとしてのモニュメント群の現実的な避難行動における有用性が高まりうることを示唆していよう。それを実現するためには個別の碑が纏った歴史・民俗的意義を明らかにし、共有していくことが不可欠である。

こうした課題意識に基づき、筆者は東日本大震災以降行ってきた悉皆調査の結果を、インターネット上で公開してきた^(註10)。情報の追加・修正が容易であることから、復興の進捗にともない刻々と変化するモニュメントを取り巻く状況を反映させやすいというメリッ

トがある一方、現時点では、公開される情報の大部分については学術的洗礼を受けていないものとなっている。

そこで、悉皆調査の完了に伴い、調査結果の概要の部分を段階的に公表することで、収集された個別のモニュメントの学術情報とそれらに対する評価の適否について、大方の叱正を仰ぎたい。本稿はその嚆矢として、まずは青森県内に所在するモニュメントを対象として、東日本大震災後の状況を報告するとともに、同県内のモニュメント群の特性について検討を加えるものである^(註11)。

1 青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメントの概況

(1) 調査方法

以下の行論上の論拠は、主として2011年11月30日、2013年8月6日、2018年8月16日、2018年9月15日、2018年9月16日、2020年10月24日、2021年12月6日に行われた現地での調査結果に基づく。各現地調査では、①外観及び碑文等の写真撮影、②サイズの計測^(註12)、③碑文の書き取り、④周辺住民等からの聞き取り調査（東日本大震災における浸水の有無、移動履歴の有無、住民の関わりの有無等）を行った上で、なお不明な点については文献調査や所管者等関連機関へのヒアリングにより補った。また、一連の調査は、註2、註3、註11に掲げた先行研究の成果に立脚して遂行したものである。

(2) 青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメントの概況

前項で述べた方法による調査の結果、得られた情報を、表1及び表2（未掲）にまとめた。

まず、青森県太平洋沿岸部には4市町にまたがり、計12基のモニュメントの存在が確認された。これらの中、蕪島神社に設けられた1基は所在地が立入禁止区域内に当たっているため踏査をすることができないが、文献^(註13)上で現存及び碑文を確認することができたことから、「参考1」として掲載している。

対象とする津波については、明治29年の三陸地震津波が2基、昭和8年の三陸地震津波が10基であり、岩手県及び宮城県で確認される、1960年チリ地震津波に動機づけられたモニュメントは現時点で確認されていない。

また、本稿では、個々のモニュメントを、犠牲者供養のために設けられたもの＝供養碑型、出来事や教訓

表 1 青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメントの概況

No.	所在地	対象津波	性格	被災の有無	移動履歴	備考
1	三沢市四川目3-77-3 金刀比羅神社	昭和8年	記念碑	なし	なし	東京朝日新聞義捐金
2	三沢市三川目4-145-554	昭和8年	記念碑	なし	あり	東京朝日新聞義捐金
3	三沢市三川目4-145-552 漁民研修センター内	昭和8年	その他	なし	あり	板に図絵
4	おいらせ町松原1-73-460 明神山公園	昭和8年	記念碑	なし	なし	東京朝日新聞義捐金
5	八戸市湊町館鼻78-16 館鼻公園	昭和8年	記念碑	なし	なし	東京朝日新聞義捐金
6	八戸市白銀4-9-4 福昌寺	明治29年	供養碑	なし	あり	
7	八戸市鮫町鮫56 蕪島神社	昭和8年	記念碑	なし	なし	
8	八戸市鮫町鮫56 蕪島神社	昭和8年	標石	浸水	なし	
9	階上町道仏字大蛇30-1 大蛇小学校	昭和8年	記念碑	なし	なし	
10	階上町道仏榊山 うみなりライン沿い	昭和8年	記念碑	なし	なし	東京朝日新聞義捐金
11	階上町道仏廿一 赤石大明神付近	明治29年	供養碑	なし	なし	
参考1	八戸市鮫町鮫56 蕪島神社	昭和8年	標石	浸水	なし	立入禁止区域内

※「被災の有無」は、東日本大震災における当該碑の津波被災状況を示す。

の伝承という性格が強いもの＝記念碑型、浸水線を示す機能に特化したもの＝標石型と、大きく3つに類型化している。これは岩手・宮城両県のモニュメントにも適用可能な区分であると考えられる。100基を超えるモニュメントを抱える岩手・宮城両県に比べると、12基という青森県の総数は極めて少ないものの、それでも3種全てのカテゴリーに属するモニュメントが複数基確認される点に注目される。

他にも青森県のモニュメントを特徴づける点として、移動履歴を伴う碑、東日本大震災で被災した碑が少ないこと、東京朝日新聞社の義捐金を受けて、市町をまたがる形で同一規格のモニュメントが5つ設けられている（加えてその造形は岩手県・宮城県では類例がないユニークなものである）ことが指摘できる。以上のような青森県内のモニュメントの諸特性の淵源に迫るため、次節では個々のモニュメントについて、定性的な側面からより詳細な分析を加えていく。

2 個別のモニュメントに関する定性的分析結果

(1) No.1 三沢市四川目 震嘯災記念碑

青森県には灯台を思わせる特徴的な造形を伴うモニュメントが計5基設けられていた。いずれも同一の規格で、正面（「地震海鳴りほら津浪」という印象的な文言は、当時の多久安信青森県知事による標語である）及び裏面に設えられた金属板に記された碑文も共通している。現在では三沢市から階上町にかけての4市町にまたがって分布する5基の内、最北端に位置す

るのがこのモニュメントである。

5基はいずれも昭和8年の三陸地震津波の後、東京朝日新聞社が同社に寄せられた義捐金の一部を、「記念碑の建立」という用途を指定した形で被災自治体に配分したことから建立に至ったものである。岩手・宮城県における同義捐金によるモニュメントの性格が、被災市町村に対し各県が義捐金を配分する際に用意したマニュアルによって大きく方向づけられたことは旧稿で詳述したとおりである^(註14)。

当時の青森県において、同様のマニュアルが存在したことは現時点で確認されていないものの、市町村をまたがって同一のモニュメントを設置するという事例は、岩手・宮城両県ではみられない青森県独自の特徴であり、その事実は建碑の背景に確かに存在したであろう、当時の青森県による主導性を浮かび上がらせている。

続いてこの四川目に設置された碑独自の性格について分析を加えていく。当該モニュメントは金刀比羅神社付近に所在しているが、周辺に住宅地は形成されていない。上空を日常的に航行する自衛隊及び米軍の航空機が発する騒音に苛まれた住民らが、昭和63年以降、断続的に三沢市内内陸部の大津地区に集団移転した結果である。

一見かつての住民との関係性は断絶しているようにも思われるが、集団移転を経験したK氏（昭和18年生、女性）によれば^(註15)、元住人たちは、毎年特定の時期に金刀比羅神社を集団で参拝しており、当該モニュメ

ントに対しても供養が行われているということであった。

東日本大震災において、津波はこの神社付近まで迫り、K氏が集団移転前に住んでいた辺りは浸水していた可能性があるとして述べていた。集団移転は苦渋の決断であったものと思われるが、それが結果的に津波被害を免れる一因となった、極めて特異なケースといえる。

(2) No.2 三沢市三川目 震嘯災記念碑

三沢市三川目の公民館の敷地内に、No.1と同型のモニュメントが設けられていた。現在の公民館の敷地には、かつて小学校が所在したといい、選地の理由はそのようなところに求められるのであろう。なお、青森県内で同一市町村内に東京朝日新聞義捐金によるモニュメントが複数所在するのは三沢市（昭和8年当時は三沢村）のみである。同県における昭和8年三陸地震津波の犠牲者が、三沢市の三川目・四川目両地区に集中していたことによるものと考えられる^(註16)。

当該モニュメントは老朽化に伴い2014年に解体された。モニュメントが失われたことは惜しまれるが、解体に先立ち、町内会主催の供養祭が行われる、碑文の刻まれた銅板が、東日本大震災の記憶継承のために三川目地区内に新設されたモニュメントに移設される（写真1）、さらにはモニュメントがかつて所在したことを示すモニュメントまでもが設けられる（写真2）といった手厚い措置がとられている。その背景として、他の石碑類とは異なる極めてシンボリックかつ印象的な造形が与えた影響が少なくないものと考えられる。

(3) No.3 三沢市三川目 昭和8年三陸地震津波被災状況図

当該モニュメントは青森・岩手・宮城3県にかけて、



写真1 No.2のモニュメントの銅板が移設された新モニュメント

400基近くの存在が確認されているモニュメント群の中でも異質なものの一つである。

木製の板に、三沢市三川目地区における昭和8年の三陸地震津波の被災状況が図示されたものであり、上部には掲示の際に使用されたと思しき金具が確認されることから、現代におけるハザードマップのような役割を果たすもの^(註17)として、衆目に晒されることを念頭に置いて制作されたものと考えられる。長らくNo.2のモニュメントが所在した三川目公民館に伝えられてきたようであるが、現在では東日本大震災後に新設された漁民研修センターにおいて管理されている。

墨書によれば、制作者は三沢村で火防組合小頭を務めていた上野圭一氏ということになる。上野氏はその立場上の要請もあったためか、詳細に昭和8年の三陸地震津波の被災状況及び復興の過程を記録しており、その一部が『三沢市史 中編』に採録されている^(註18)。昭和9年5月26日に八戸立（ママ）鼻にて行われた記念碑の除幕式では、村議のほか、各被災死者の家からも代表者一名が参列したことをはじめ、他の史料からは得難い貴重な情報を提供してくれる。

(4) No.4 おいらせ町明神山公園 震嘯災記念碑

No.1、No.2と同型の、昭和8年三陸地震津波後に設けられた東京朝日新聞社義捐金によるモニュメントの一つである。付近には近世末に海防の必要上設置された台場の跡も見受けられ、百石の港を見下ろす恰好の位置であることが、選地の理由の一つと見てよからう。

当時の百石町域の中でも特にこの場所が選ばれた理由としては、明神山公園が属する川口・明神山地区が、町内唯一の人的被害が発生するなど、被害が集中したエリアに当たったことによるものと考えられる^(註19)。



写真2 No.2のモニュメント跡地に設けられた新モニュメント

(5) No.5 八戸市館鼻公園 震嘯災記念碑

昭和 8 年三陸地震津波後に設けられた、東京朝日新聞社義捐金によるモニュメントの一つであり、やはり三沢市・おいらせ町で確認されるものと同一の形式となっている。

当該震災において、八戸地域では 22 名の死亡者、行方不明者を数えたとされる^(註20)。海を見下ろす高台に整備された公園の一角という立地は No.4 のモニュメントのそれに重なる。

当該モニュメントについては、昭和 9 年 5 月 26 日に除幕式が行われていたことが、当時の『東奥新報』記事より知られる^(註21)。その記事によれば、これら東京朝日新聞社義捐金によるモニュメント群は「震嘯災を永久に記念して震嘯後に對する不斷の注意を喚起する目的の下に縣下で最も被害の甚大だつた三澤村二個所、八戸市、百石町、階上村各一個所五基建設された」ものであるという。これにより、青森県内の東京朝日新聞社義捐金で建立されたモニュメントは、本稿で紹介する 5 基が全てであることが確認できる。さらに当時の『東奥新報』に関連記事を求めると、発災から一年の節目に当たる 3 月 3 日に、八戸市内で津波を想定した避難・救助の演習などが行われることを伝えるものが見出された^(註22)。その演習のゴールは既に建設が完了していた当該モニュメントの前で、そこでは参加者に対し、炊き出しの配給が行われている。さらに八戸市長からの挨拶に続く 1 分間の黙祷をもって、一連の演習は終了となる。この演習の様子が物語るように、各地に設けられた東京朝日新聞社義捐金によるモニュメントは、当初津波発生時の避難目標としての機能を果たすことが期待されて選地がなされた可能性がある。既述のとおり、建碑を主導したとみられる青森県の公文書等に関連する史料を確認することができない中であって、この新聞記事は建立初期におけるモニュメントの扱われ方や、その基礎的な性格を推察せしめる貴重なものといえる。

(6) No.6 八戸市福昌寺 三陸海嘯溺死亡霊碑

八戸市白銀に所在する曹洞宗寺院福昌寺には、八戸市内唯一の、明治 29 年三陸地震津波に由来するモニュメントが建立されている。当該震災で、八戸地域では 74 名の犠牲者が出たとされる^(註23)。本モニュメントは、八戸市出身の曹洞宗の高僧、西有穆山が正面の題字及び裏面の犠牲者追悼の撰文を担っており、そ

の碑文からは、未曾有の津波被害を目の当たりにして、住民有志らが発起人となり、犠牲者追悼のために設けられた碑であることを読み取ることができる。

福昌寺には近世以降、近現代に至るまで、海難事故死者の慰霊碑が建立されており、現在でも年に一度、海難事故死者供養のための法要が行われているという^(註24)。海にまつわる異常死者供養という文脈の中で、当該モニュメントは同寺に建立されることになったのであろう。

(7) No.7 八戸市蕪島神社 海嘯記念碑

蕪島神社の境内には昭和 8 年の三陸地震津波の記念碑が設けられている。裏面には建立に関わった人々の名が列記されており、住民有志らが主導して設けられたものであることが分かる。地域住民主体で設けられた津波に関する記念碑は青森県から宮城県にかけて多数見受けられるが、船のスクリューを冠しているという点で、本モニュメントは特異なものである。

これは昭和 8 年の三陸地震津波発生時に八戸港に停泊していた蛟龍丸が、港外に押し流され、蕪島付近でスクリューを破損するに至ったことから、後日そのスクリューを回収し、設えたものであると伝えられている^(註25)。蕪島神社で聞き取りを行ってもそれ以上の詳細は不明ということであったが、所在地周辺におけるシンボリックな出来事に纏わるものを掲げることが効果的な伝承に寄与するという判断の下で、このような造形となった可能性が考えられる。

なお、震災で発生した遺物（ここではいわゆる津波石を除く）を媒介とした災害伝承がはかられている同様の事例として、岩手県大船渡市三陸町吉浜で、昭和 8 年の三陸地震津波で被災した鳥居の一部が保存されているケースを挙げるができる。

(8) No.8 八戸市蕪島神社 昭和 8 年三陸地震津波標石及び参考 1 八戸市蕪島神社 昭和 8 年三陸地震津波標石

東北地方太平洋沿岸部では、昭和 8 年の三陸地震津波以降、標石などを用いて過去の津波災害における浸水域を示す営みがみられるようになり^(註26)、昭和 8 年の三陸地震津波直後には、岩手県大船渡市末崎町、岩手県陸前高田市広田町、宮城県気仙沼市大島などで、複数の標石による過去の浸水域の可視化がはかられている。蕪島神社に設けられた 2 基のモニュメントはい

(12) 定性的な分析を通して見た青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメント群の特性

ここまで主として定性的な視点から、青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメント群に分析を加えてきた。本節を終えるに当たり、分析の結果を小括しておきたい。

No.3 の木製のモニュメントがやや異質ではあるものの、その他の各碑の基本的な性格は、岩手県や宮城県におけるモニュメントのそれと大きく乖離するものではない。特に明治期のものは供養や出来事の記録を旨とする一方、昭和 8 年以降に設けられる際には、二度の被災経験を踏まえ、教訓や危険区域の伝承にも意が払われるようになるという共通した傾向が見て取れる。

一方で、他の 2 県と同一の財源を用いて建立されたものではあるが、東京朝日新聞社の義捐金により設けられた記念碑については、青森県の独自性が色濃い。詳細を直接的に伝える史料は現時点で確認されていないが、市町村をまたいで統一した形式が採られている点や、青森県知事による標語が正面に掲げられている点からは、県の強い主導性がうかがえる。また新聞記事等の断片的な史料を総合すると、5 基のモニュメントは青森県内でも被害が著しい地域において、避難目標になり得る高台を選んで建立された可能性が浮かび上がってくる。

加えて、昭和 8 年時点で青森県が採ったこのような方針は、現代の住民とモニュメントの関係性にも影響を及ぼしていることが想定される。岩手県・宮城県においては、津波に関するモニュメントの数が多一方、住民と没交渉のまま放置されているものも少なくない。青森県において、件のモニュメント群が相対的に手厚く扱われている理由として、数が少ないこと（希少性）や、一般的な石碑とは一線を画する印象的な造形（象徴性）が正の影響を生んだことが想像されよう。

こうした個々のモニュメントの基礎的性格を踏まえた上で、次節ではそれらが総体としていかに評価できるのか、岩手・宮城県の事例と比較しつつ、定量的な側面から検討を加えたい。

3 岩手県・宮城県と比較した際の青森県太平洋沿岸部におけるモニュメント群の特性

(1) 建碑数の差異について

本節では、東北地方太平洋沿岸部に形成されたモニュメント群の中で、青森県内の 12 基がどのように

位置づけられるのかを明らかにすべく、とりわけ定量的な側面を重視して分析を加えていく。

しかしながら 12 基という総数は、定量的な議論に耐えるほどのサンプル数とは言いがたい。そのため以下の検討によって導き出される傾向はあくまでも参照程度に留めるべきものであることをお断りした上で、検討を始めるに当たり、なぜ青森県内のモニュメントの数が、岩手県・宮城県に比べ、著しく少ないのかについても言及しておきたい。

筆者がこれまでに行った調査結果によると、岩手県では 266 基、宮城県では 111 基と、青森県に比べて宮城県は 9 倍強、岩手県については 20 倍以上の数のモニュメントの存在が確認されている。

これに対して明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波の県別犠牲者数を、山下文男氏の研究成果に基づいて整理すると次のようになる^(註 31)。

[明治 29 年]

青森県：343 人 岩手県：18158 人 宮城県：3387 人

[昭和 8 年]

青森県：30 人 岩手県：2658 人 宮城県：307 人

岩手県の犠牲者数が突出しているために単純な比例関係は成立していないものの、それでも犠牲者の数が建立されるモニュメントの多寡に影響するという傾向は見取れよう。被害が集中した地域にモニュメントが建立されやすいという趨勢は、青森県内の個々のモニュメントを対象とした前節における検討でも確認されたとおりである。

一方、青森・岩手・宮城 3 県を合計したモニュメントの総数 389 基の内、162 基を東京朝日新聞社義捐金による記念碑が占めている。およそ 42% という数字は、青森県内におけるそれに符合するものである。この点は各地の被災状況に応じて分配された義捐金の性格にも影響を受けているのであろう。

以上は「災害による被害が多くなればなるほど当該災害に由来するモニュメントの数は増加する」という、一見自明な観もありながら、これまで明確な数値を示して議論されることが少なかった命題の妥当性について、具体的な事例に基づき改めて確認したものである。

(2) 東日本大震災における被災状況について

やはり筆者の調査結果によると、東日本大震災において被害を免れた碑は 150 基に留まり、それ以外の碑は軽重問わず何かしらの被害を受けることになった。

特に破損・倒壊や流失といった、致命的な被害を受けた碑は103基を数えることが明らかになっている^(註32)。

それに比して、青森県内で東日本大震災における津波浸水域に位置したモニュメントは、昭和8年の三陸地震津波の浸水線を示す2基のみであった。

地震津波の浸水域は地震の規模や震源との位置関係の影響を多分に受けることから、あくまでも一事例として扱うべきであろうが、それでも特に東京朝日新聞社義捐金による記念碑が避難目標としての性格を伴っていたとした場合、それは東日本大震災においても一定の機能を果たし得たことは、事実として評価すべきであろう。

(3) 碑の移動履歴について

これまであまり取り沙汰されることがなかったが、モニュメントの性格を考える上で、移動履歴は重要な要素の一つであると考えられる。過去の津波浸水点を示す碑を含め、少なくない数のモニュメントが当初の設置場所から移設されており、現時点で筆者が確認できたものに限ってもその数は青森・岩手・宮城3県で80基を超える。青森県においては、解体されたNo.2のモニュメントの扱いがやや難しいものの、容易に移動可能なNo.3や、大火により区画整理を余儀なくされたNo.6のモニュメントを除き、住民の都合等で移動を余儀なくされたモニュメントは皆無である。

その背景としては、当初の選地が適当であったことに加え、特に東京朝日新聞義捐金による記念碑についていえば、一般的な石碑や石柱に比べて移設が困難であり、それゆえに移動させることが憚られるという事情も影響していることが想定されよう。

岩手県・宮城県に比べ、その総数は寡少ではあるが、全体の傾向と対置することによって、幾分なりとも青森県内におけるモニュメントの性質が浮き彫りになるものと考えられる。

4 おわりに

岩手県・宮城県に比して数が限られているということもあるためか、これまで青森県太平洋沿岸部の12基のモニュメントを一括して学術的な検討が加えられる機会は決して多くなかったが、本稿における分析を通して、以下の諸点が新たに明らかになった。

①青森県太平洋沿岸部には過去の津波災害に由来するモニュメントが12基確認されており、それらはいず

れも明治29年または昭和8年の三陸地震津波に由来するものである。

②総数では岩手県・宮城県と大きな差があるものの、両県で見られる供養碑・記念碑・(浸水点を示す)標石という3つの種類全てが青森県内でも複数基確認することができる。

③昭和8年の三陸地震津波の後に、東京朝日新聞社義捐金によって設けられた5基の記念碑は、青森県が主導し、被害激甚地域の高台を選んで、避難目標としての役割を果たすことをも期待されて設けられた可能性が考えられる。

④東北地方太平洋沿岸部全体の状況に比べた際、青森県内のモニュメントには、総体として、東日本大震災で致命的な被害を受けたもの、本来の所在地から移動されているものが少ない傾向にあることがうかがえる。

本稿での検討を通して見出された以上の諸点は、今後岩手県や宮城県におけるモニュメントについて議論していく上で、好適な比較対象になるであろうし、数が少ないながらも(あるいは少ないがゆえに)現在まで住民との間で相対的に濃密な関係性が結ばれている青森県内のモニュメントの事例からは、災害伝承のあり方を考える上でも学ぶところが大きいように考えられる。

更に、20万人に迫るほどの犠牲者数が予想され、防災・減災体制の整備が急務となっている日本海溝・千島海溝地震による津波^(註33)に備える上で、過去の被災について伝えるモニュメント群は有益な情報をもたらすはずである。

現代的な防災について議論する上でも参照に足る、より正確な情報を提供することができるよう、今なお不明な点が残るモニュメント群の基礎的な性格について、追究を継続していきたい。

謝辞

本稿を成すに当たり、青森県県民生活文化課中園裕氏、おいらせ町まちづくり防災課佐藤啓二氏、階上町教育委員会伊藤航氏、八戸市教育委員会横山寛剛氏、三沢市教育委員会工藤司氏には有益な情報と貴重な資料をご提供いただいた。また、調査の過程で、モニュメント周辺に住まう多くの方々に快く聞き取り調査に応じていただいた。未筆ながらここに記して心より御礼申し上げる。

註

- 1 例えば岩手大学地域防災研究センターを拠点に「災害文化研究会」が立ち上げられ、研究集会等の活動が展開されているほか、2019年7月21日には東北大学災害科学国際研究所等の主催により、シンポジウム「歴史が導く災害科学の新展開Ⅲ—日本の災害文化—」が開催され、東日本大震災以後積み重ねられた研究成果の共有がはかられている。
- 2 一例として、津波デジタルライブラリ作成委員会編「津波デジタルライブラリ」(http://tsunami.media.gunma-u.ac.jp/Tsunami/TDL_top.html)内で公開されている情報に加え、上西勇氏が独力で行った調査結果をまとめた『津波碑探訪 忘れるな三陸沿岸大津波 惨禍を語る路傍の石碑』(阪神・淡路大震災一・一七希望の灯り発行、2008年)が挙げられる。
- 3 ほぼ悉皆に近い形で踏査した結果を一般向けにまとめたものとして、三沢覚司編『津波碑巡礼 先人が私たちに残し伝えたものは何か』(オフィスタックバック、2017年)がある。また、国土交通省東北地方整備局ホームページ内で公開されている「津波被害・津波石碑情報アーカイブ」(<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sekijouhou/archive/top.pdf>)では、東日本大震災における被災状況などの新たな情報が追加されている。ただし一部の碑については詳細な情報が公開されていない。これらの詳細については本文中で後述する。
- 4 学術的な論考からマスメディアによる報道にいたるまで、津波に関連する石碑群への言及は枚挙に暇がないものの、東日本大震災発災からまもない時期の例として、川島秀一「浸水線上に祀られるもの—被災漁村を歩く 上」、『季刊東北学』第 29 号(柏書房、2011 年)などがある。
- 5 佐藤翔輔ほか「災害伝承は津波避難行動を誘引したのか—陸前高田市における質問紙調査を用いた事例分析—」(『地域安全学会論文集』31、2017年)など。
- 6 このような定義の所以として、①三陸地方においては津波災害に当たり石碑等を設けるということが極めて近代的な営みであること、②石碑に限らず、様々な形態をとる人工物、人為的に伝世の意義が見出されている事物を一括して議論した方が生産的であろうことが挙げられる。詳細については旧稿「石に刻まれた明治29年・昭和8年の三陸沖地震津波」(『岩手県立博物館研究報告』30)を参照いただきたい。
- 7 註 6 に前掲の拙稿及び目時和哉「金石文からみた三陸地方における津波認識の変遷」(『宮城歴史科学研究』75、pp19-37、2015年)。
- 8 前掲註 3 参照。
- 9 前掲註 5 佐藤ら論文。ただし、同一の質問紙調査結果に基づくとみられる佐藤翔輔・平川雄太・白幡勝美・今村文彦「東日本大震災発生前における津波碑に対する岩手県陸前高田市の住民の認知・認識」(『土木学会論文集 B2 (海岸工学)』Vol.73、No.2、2017年)によると、複数基のモニュメントが存在する地域に居住する回答者は全体の1割にも満たず、そこから当該論文が指摘するような結論を導き出すのが妥当なものであるのかという点については、なお課題が残るものとする。これについては稿を改めて詳論したい。
- 10 「備災の遺伝子—津波モニュメントデータベース—」(<http://blog.livedoor.jp/itime/>)。本文中で述べているような、情報更新の容易性に加え、モニュメント自体や、それに関連する情報については、所在する地域の住民に活用されてこそ初めて本質的な意味を持ちうるという考えの下、学術論文とは異なる形で調査結果の一部を速報的に公開している。
- 11 青森県内のモニュメントについて網羅的な情報を提供するものとして、註 2、3 に前掲の悉皆的調査結果のほか、森康成「青森県太平洋岸の津波記念碑周辺の過去と現在の津波災害の聞き取りからの考察：おいらせ町、八戸市、階上町」(『兵庫地理』57、pp1-14、2012年)においても、おいらせ町、八戸市、階上町に所在するモニュメントについて言及されている。ただし以上に述べたいずれにおいても、本稿で紹介する青森県内12のモニュメントは網羅されておらず、悉皆的調査報告が重ねられている中で本稿を取って著す意義の一つがそこに見出される。なお、岩手県及び宮城県に所在するモニュメントの調査結果については稿を改めて報告したい。
- 12 対象には3mを超えるような、独力での正確な計測が困難であるモニュメントも含まれるため、学術機関等による調査で既にサイズが明らかにされ

- ているものについては、基本的にその成果を参照し、参照すべき先行研究がないものについて独自に計測した。
- 13 前田亀造編著『蕪島神社 創建七百年記念誌』（伊吉書院、1996年）p149及び前掲註11森論文。なお、前田編著中では、本稿表2中、No.8として紹介しているモニュメントの碑文を、参考1として掲げたモニュメントのそれとして紹介しており、前掲註11森論文でもそれに依拠した形で論が進められているが、踏査可能なNo.8の碑文と、前田編著に掲載された画像を参照すると、両氏は2つのモニュメントの碑文を取り違えているものとみられる。表2では私見に従って碑文を紹介している。
- 14 註6及び註7に掲げた拙稿参照。
- 15 以下S氏の口述は2018年9月15日に筆者が行った聞き取りに基づく。
- 16 『三沢市史 中編』（1965年）pp.327-332による。
- 17 当該モニュメントに描かれた図中では、人的被害が生じた家や、流失家屋などを図示することで危険区域が可視化されており、現代においても通用するような観察眼と表現を伴っている点は注目に値する。また、当該モニュメントと同形式で描かれた複数の図が、『三沢市史』のみならず『百石町誌』にも採録されていることから、当該モニュメントは一定の様式で県または国に提出された被害報告書の内、三川目地区に関するものを転写して作成されたものである可能性が考えられる。
- 18 前掲註16書 pp358-368。
- 19 『百石町誌 上巻』（1985年）pp.1233-1239による。
- 20 『新編八戸市史 通史編Ⅲ近現代』（2014年）pp223-224による。
- 21 『東奥新報』昭和9年5月28日朝刊。なお当該記事の存在は、八戸市教育委員会横山寛剛氏よりご教示いただいた。
- 22 『東奥新報』昭和9年3月3日朝刊。
- 23 前掲註20書 p108による。
- 24 2021年12月10日、福昌寺住職佐藤隆英氏より筆者聞き取り。
- 25 前掲註13前田編著 p150による。
- 26 一方で明治29年の三陸地震津波の直後には同様の標石が建立された事例は現時点で確認されていない。註6に前掲の拙稿内で強調したように、当該震災は当時の住民にとって未曾有の出来事であったがゆえに、次なる大津波の来襲や、それに対する備えの必要が十分に意識されなかったことが考えられる。
- 27 2020年10月24日筆者聞き取り。
- 28 前掲註11に示した同氏論文による。
- 29 2018年9月16日、付近に住む女性（氏名非公表希望、昭和33年生）より筆者聞き取り。
- 30 以上の点については、階上町教育委員会の伊藤航氏よりご教示いただいた。
- 31 山下文男『哀史三陸大津波 歴史の教訓に学ぶ』（2011年、河出書房新社、初出1990年）pp46-49、161-166による。
- 32 その他、東日本大震災発生以前に7基が何かしらの事情で失われていた。
- 33 2021年12月21日に政府が発表した内容を各種マスコミが報じている。ここでは一例として毎日新聞電子版（<https://mainichi.jp/articles/20211220/k00/00m/040/337000c>、2021年12月28日最終閲覧）を挙げる。

要 旨

これまで十分議論されることがなかった青森県内の太平洋沿岸部における近代津波モニュメントの特徴を明らかにするため、東日本大震災後に行った踏査結果に基づき、定性・定量の両面から分析を加えた。その結果、当該地域では、明治29年三陸地震津波または昭和8年三陸地震津波に由来するモニュメントが12基確認された。両災害における青森県の被害は、岩手県、宮城県に比べて軽微であることから、モニュメントの総数は相対的に少なくなっているものの、12基の中には、記念碑型、供養碑型、標石型という、岩手・宮城両県で見られる三種のカテゴリーに属するものがいずれも複数含まれることが明らかとなった。さらに、新たに見出された新聞記事をはじめとする断片的な史料から、東京朝日新聞社の義捐金により5基建立された記念碑は、青森県が主導し、避難目標としての機能を果たすことをも想定し、各被災地の高台に設けられた可能性があることを指摘した。

キーワード：明治三陸地震津波 昭和三陸地震津波
青森県 記念碑 供養碑

表 2 青森県太平洋沿岸部に所在するモニュメントの基礎データ

<p>No.1 三沢市四川目金刀毘羅神社 「震嘯災記念碑」</p> <p>【画像】</p> 	<p>【サイズ】 高 330cm×幅 98cm×奥 98cm (「津波デジタルライブラリィ」による)</p> <p>【碑文】 [正面] 震嘯災記念／地震海鳴りほら津浪</p> <p>[裏面] 震嘯災記念碑／維時昭和八年三月三日午前二時三十分／四十八秒突如トシテ強震アリ爾後半刻／ニシテ洋上遙カ大音響ヲ聞キ閃光ノ發／スルヲ見ルヤ間髪ヲ容レサルニ海嘯ノ／襲フ所ト爲ル怒濤天空ヲ摩シ摧ケテ地／上ヲ濯フ一瞬多數ノ生命ヲ奪ヒ財産ヲ／ラス阿鼻叫喚ノ聲隨所ニ充チ其慘状言／語ニ絶ス事／天聽ニ達シ畏クモ救恤ノ資ヲ賜フ／皇恩無窮感激ニ堪ヘス聖旨ヲ奉戴シテ／官民一致此間ニ處シ孜々トシテ之カ復／興ニ懋メ其方途ヲ謬ラス全國ノ同情亦／翁然トシテ聚リ以テ罹災民ヲシテ能ク／其全キヲ得シメタルヲ欣フ被害地住民／ハ永ク此災禍ヲ追想シ宜シク之カ警戒／ト豫防ニ努ムルノ要有ラン于／斯ニ東京朝日新聞社募集ノ義捐金ヲ以／テスル此記念碑建設ニ當リ青森縣知事／多久安信標語ヲ記シ以テ深く銘戒セシ／ムト云爾／昭和八年十一月十一日／八戸 高橋鐵工所 作</p> <p>【関連情報】 三沢基地発着の飛行機が上空を飛行することから、四川目の集落は 1992 年までに三沢市大津への集団移転を完了している。</p>
<p>No.2 三沢市三川目 「震嘯災記念碑」</p> <p>【画像】</p> 	<p>【サイズ】 高 330cm×幅 98cm×奥 98cm (「津波デジタルライブラリィ」による)</p> <p>【碑文】 No.1 と同内容のため省略。</p> <p>【関連情報】 三川目公民館脇に No.1 と同型のモニュメントが建立されていたが、老朽化に伴い、2014 年 11 月までに解体。その銘板は同じ三川目地区内に新たに整備されたモニュメントに移設されている。</p> <p>※画像・サイズはいずれも解体・移設前のもの。</p>

No.3 三沢市三川目漁民研修センター 昭和8年三陸地震津波被災状況図

【画像】



【サイズ】

縦 88.5cm× 横 91.5cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

上北郡三沢村字三川目略圖

三陸大海嘯紀念 海嘯被害状況／昭和八年三月三日（午前三時半）／午前二時半頃強震後一時間斗リニシテ／突如海嘯アリ／当三川目ノ分／戸数約百拾戸（人口約七百十五名）／内流失家屋拾六戸／死者貳拾名／重軽傷者 三十一名／明治貳拾九年六月五日ノ三陸／大海嘯ヨリ三十八年目ニ当ル／當時／三沢村長／林静／三沢村會議員／島山與吉／三川目惣代／圓子定吉／全部落伍長／高橋萬藏／松橋末吉／富田福太郎／上野禎次郎／澤口仁藏／工藤清藏／工藤三五郎／澤上七郎／成田福藏／富田平吉／外部落民一同／全火防組合長／高橋萬藏／澤上七郎／全小頭／澤口仁藏／上野圭一／外組合役員／及組合員一同／全青年團長／柿本耕造／外團員一同／全處女會長／小笠原みよ／外會員一同／以上／昭和八年四月五日（上野圭一作）

【関連情報】

以前は三川目公民館で保管されていたが、現在は三川目漁民研修センターで保管されている。

No.4 おいらせ町松原明神山公園 「震嘯災記念碑」

【画像】



【サイズ】

高 330cm× 幅 98cm× 奥 98cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

No.1 と同内容のため省略。

【関連情報】

明神山公園内の海を見下ろす高台に設けられており、周辺には近世には台場が、現在では防災タワーなどが整備されている。

No.5 八戸市字湊町館鼻公園 「震嘯災記念碑」

【画像】



【サイズ】

高 330cm× 幅 98cm× 奥 98cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

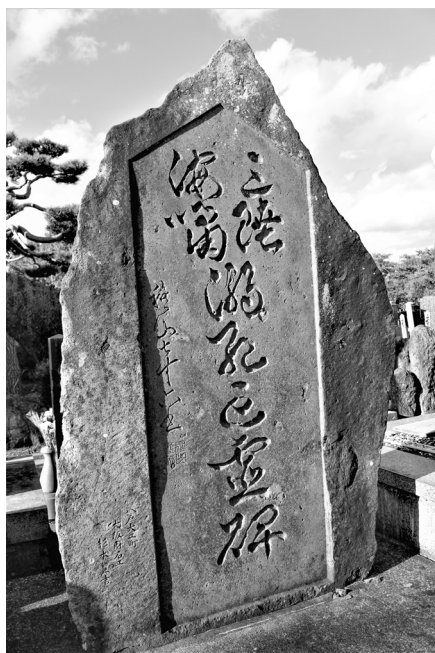
No.1 と同内容のため省略。

【関連情報】

海を見下ろす高台に整備された公園という立地は No.4 のそれに極めて近い。

No. 6 八戸市白銀福昌寺 「三陸海嘯溺死亡霊碑」

【画像】



【サイズ】

高 231cm× 幅 140cm× 奥 20cm

(註 11 森康成氏論考による)

【碑文】

[正面]

三陸海嘯溺死亡霊碑／穆山七十六書(印)(印)／八戸大工町／大阪府石工／杉本豊吉

[裏面]

明治廿九年六月十五日以宮城縣／爲中心大海嘯起延及岩手青森北／海道沿岸其慘状也倒人家奪生命／不知其数幾萬嗚呼悲夫今爰木村／氏等之有志者爲發起欲建一大碑／以表吊魂之意乃遥寄簡令囑予紀／其事予嘉其丹悃不 哀文聊記其／来由以塞其責云爾維時明治二十／九年八月初潮於相之金華山中／書三陸海嘯溺死者亡靈之碑陰／西有穆山撰 西有恵觀書

【関連情報】

昭和 36 年に発生した白銀大火とその復興の過程で行われた区画整理に伴い、本碑は福昌寺本堂とともに現在地に移転した。

No. 7 八戸市鮫町蕪島神社 「海嘯記念碑」

【画像】



【サイズ】

高 223cm× 幅 95cm× 奥 51cm (筆者計測)

【碑文】

[正面]

海嘯記念碑

[裏面]

昭和八年三月三日海嘯／遭難船函館市成田商會蛟龍丸／建立人／久保仁太郎 佐藤留吉 島本徳治／島脇岩太郎 宮崎金作 梶谷初太郎／島脇直吉 島脇鶴松 宮崎健三郎／吉田安太郎 宮崎定吉 島脇磯松／宮崎豊松 島脇勝藏 久保庄次郎／島脇三藏 下田松太郎 宮崎勝■／佐藤綱吉／昭和九年十二月建立

※■は摩耗により判読不能。

【関連情報】

昭和 8 年三陸地震津波で遭難した蛟龍丸の折れたスクリューを冠している。

※画像は 2015 年の火災で社殿が焼失する以前のもの。

No. 8 八戸市鮫町蕪島神社 昭和8年三陸地震津波標石

【画像】



【サイズ】

埋没している部分があるため計測不能。

【碑文】

昭和八、三、三 津浪

— (水位を示す横線)

※判読困難な箇所は註13 前田亀造氏編著によった。

【関連情報】

『新編八戸市史地誌編』の解説によると、その存在は知られていたものの、小さいためあまり目立たなかったが、東日本大震災の津波で、覆っていた土砂が流されて露出したという。なお同書は建立の経緯を不明とする。

No. 9 階上町道仏大蛇小学校 「海嘯記念碑」

【画像】



【サイズ】

高 242cm× 幅 98cm× 奥 13.5cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

[正面]

海嘯記念碑

[裏面]

昭和八年三月三日午前二時三十分強震アリ約四十分ヲ經テ大海嘯襲來シ／家屋納屋漁船漁具魚粕等或ハ流失死者負傷者多數ヲ出スニ至レ／リ其慘状ト損害タルヤ言筆ニ盡ス難シ顧ミルニ明治二十九年六月十五日／三陸大海嘯ノ際モ甚大ナル損害アリシカ今年更ニ大ナル損害ヲ蒙レリ住／民タルモノ深ク銘記シテ將來ノ對策ヲ構セサルヘカラス乃チ之ヲ永遠ニ／記念センカ爲メニ村民相計リテ茲ニ此ノ碑ヲ建テタリ然シテ此ノ報／天聽ニ達スルヤ畏クモ御救恤金ヲ賜ハリ勅使御差遣セラルト等皇恩ノ大ナルニ村民一同感激感泣セリ全國ノ同情モ亦多大ニシテ義捐金食料品慰／問物等續々來リ殊ニ陸海軍部ニ於テハ率先シテ被服寝具類ヲ急贈シ縣竝／國ニ於テモ直チニ應急對策ヲ施シ村ヲ指導シテ一日モ早く復舊センコト／ヲ圖レリ其ノ後着々復舊ノ途ニ就クヲ得タルハ主トシテ此ノ廣大ナル恩／義ニ因ルモノト謂ハサルヘカラス村民ハ子々孫々ニ傳ヘテ海嘯ノ難ヲ恐／ルト共ニ此ノ高恩ヲ永代ニ忘ルヘカラス今碑ヲ建ツルニ當リ爰ニ其ノ／梗概ヲ誌ス／昭和八年七月三十一日 階上村建立／發起人 階上村長 川村末吉／同助役 小幡茂信／震嘯被害一覽／罹災戸數百九十九戸家屋流失／十戸倒壊八戸浸水十二戸納屋／流失及倒壊五十三棟漁船流失／九十九艘破損五十六艘動力船／流失一艘破損六艘被害總見積／額十萬千四百三十四圓／死亡者 前田由太郎 二十一才／同 南岩次郎 二十六才／行衛不明者 坂本兼松 三十三才／重傷者五名 輕傷者十一名／御下賜金三百九十五圓／義捐金一萬九千八百四十六圓／義捐品三千六百五十個／發起人 八戸警察署長 太田市太郎／同道仏駐在巡查 佐藤長三郎

No.10 階上町道仏 「震嘯災記念碑」

【画像】



【サイズ】

高 330cm× 幅 98cm× 奥 98cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

No.1 と同内容のため省略。

【関連情報】

付近に「三陸大津波記念碑」という名称とともに平成 19 年 8 月に改修が加えられたことを示す標示が整備されている。

No.11 階上町赤石大明神 「海嘯死亡者之碑」

【画像】



【サイズ】

高 132cm× 幅 79cm× 奥 9 cm

(「津波デジタルライブラリィ」による)

【碑文】

[正面]

海嘯死亡者之碑／小幡茂義書

[裏面]

(上部欠失) みゑ／二女 とせ／四女 とみ／五女 とし
 平山徳藏 母 さき／長男 榮藏／長女 ふじ／養子 石松
 平島磯吉 母 きさ／妻 さつ／四男 岩松／婦 まつ
 長根榮吉 妻 はつ
 榊 源八 孫 豊藏／孫 福太郎
 中田岩松 妻 きわ
 下長根梅吉 祖母 よね
 戸主 工藤孫吉 / 四男 豊吉
 戸主 田中右衛門次郎
 草前己之 長男 千太
 小西若松 二男 定吉
 石工 八戸大工町大坂府／杉本豊吉

【関連情報】

階上町指定文化財。平成 23 年 11 月に、隣接して同内容の碑文を刻んだ碑が階上町により建立されており、摩耗により判読困難な部分は同碑文によった。

参考 1 八戸市鮫町蕪島神社 昭和 8 年三陸地震津波標石 ※一般立入禁止区域に所在するため未調査

【画像】

未撮影

(註 13 前田亀造氏編著に東日本大震災以前に撮影されたものが掲載されている。)

【サイズ】

未計測。

【碑文】

津浪 昭和八、三、三 大西

— (水位を示す横線)

※註 13 前田氏編著による。

※表中の「/」は改行を示す。